

(別添2)

基安発 0918 第1号

平成 27 年 9 月 18 日

別紙事業者団体の長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

### 安全データシート (SDS) の交付状況の確認について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 6 月の労働安全衛生法の改正に伴う関係法令の改正内容等については、平成 27 年 9 月 18 日付け基発 0918 第 4 号「化学物質等のリスクアセスメントに係る関係省令、指針等の制定について」により、傘下会員事業者の皆様への周知等をお願いしているところです。

また、今年の全国労働衛生週間・準備月間においては、化学物資のリスクアセスメントを実施するための環境整備として、譲渡・提供者には安全データシート (SDS) の交付状況の点検を、取り扱う事業場においては SDS の入手状況とリスクアセスメントの実施状況の確認を呼びかけているところです。化学物質のリスクアセスメントを実施するためには、化学物質等の譲渡・提供者から化学物質等を取り扱う事業場に、SDS が確実に伝達される必要があります。

しかしながら、本年 9 月 17 日に公表された「平成 26 年労働安全衛生調査 (労働環境調査)」において、SDS の交付義務の対象物質すべてについて、譲渡提供する際に SDS を交付している事業場の割合が 53.8%であるなど、化学物質等の製造・取扱い事業場においてリスクアセスメントの円滑な実施に支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、貴団体におかれては、化学物質等を製造し、譲渡・提供を行っている会員事業者がある場合には、当該会員事業者に対し別紙チェックリストを提供し、会員事業者において、同チェックリストを活用して SDS の交付状況について点検を実施してもらう取組を行っていただくよう要請いたします。

なお、改正法施行後 (化学物質管理関係については平成 28 年 6 月 1 日施行) は、危険有害性を有している SDS 交付義務対象物質が、ラベル表示された上で流通することになるため、当該化学物質等を受け取った事業者は、ラベルにより危険有害性等を把握し、SDS の

確認及びリスクアセスメントの実施（アクションを取る）につなげることが可能になります。業界全体として、このような一連の取組（「ラベルでアクション」）を円滑に進めていくことができるよう、貴団体におかれましても、傘下会員事業者の皆様に対し、譲渡・提供者の立場から、ラベル表示及び SDS 交付等の確実な実施並びに制度改正についての取引先事業者への情報提供について格段の御配意をお願いいたします。